

第十三回 参議院法務委員会會議録第五十一号

(七九七)

昭和二十七年六月九日(月曜日)午前十一時四十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君

委員

左藤 義詮君
長谷山行毅君
岡部 常君
内村 清次君
吉田 法晴君
片岡 文重君
羽仁 五郎君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
刑政長官 清原 邦一君
法務府特務局長 岡原 昌男君
法務府特別審査局長 吉河 光貞君
法務府特別審査局長 関 之君
事務局側
常任委員 西村 高見君
常任委員 堀 真道君
常任委員 会専門員 堀 真道君

事務局側

常任委員 西村 高見君
常任委員 堀 真道君
常任委員 会専門員 堀 真道君

本日の会議に付した事件

○破壊活動防止法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安調査庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)
○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○公安審査委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

第四部

法務委員会會議録第五十一号 昭和二十七年六月九日【参議院】

衆議院送付)
○本委員会の運営に関する件

○委員長(小野義夫君) それでは只今より委員会を開きます。

引続きまして破壊活動防止法案外二案を便宜一括して議題に供します。吉田君に先ず発言を許します。

○吉田法晴君 実は質問の事項を用意いたしましたところ、特審局の活動について、或いはあらかじめ基礎となりまして破壊活動の実体については別に聞くというお話でございましたので、若干質問が、論理的な順序は合わないかと思ひますが、その点はお許しを頂きたいと思ひます。

法案の審議をいたしまして感じますこととありますが、特審局で法案を立案せられ、そして法制意見長官も目通しになった。或いは閣議決定を経てここに出て来たのでありますけれども、法案の審議の過程で私どもが感じますことは、立案をせられまして所が、案ができました後この法律の運用をせられるわけで、そこで立法とそれから行政の關係が、建前はとにかくいたしまして、事実上三権分立主義、或いは新憲法の下におきます行政権の行使を法律による。その法律は国民の意思を代表した最高機関である国会がきめて、そしてそれを行政府をしてこれを行わしめる。そうしてその行政権の、何と申しますか、専断と申しますか、行過ぎがないようにするといふのがこれが民主主義の建前だと思ひ

のであります。それが法案の性質にもよりましますけれども、こういう極めて概括的な或いは抽象的な規定を以てしては運用が極めて心配される。こういうことが民主主義の下においてやすすとして容認せらるべきであらうかどうかというところが考えられるのであります。この法案の立案、それから現実の姿、これからの運営とあるべき姿等を對比してどういふ場合にお考えになりますか、先ず承わりたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今のお尋ねはなか／＼これ深い高い問題に繋がつていと思ひます。と申しますのは、突き詰めて申しますと、一

体法案の提案についての政府の立場と国会の立場との關係、更には憲法の精神というところまで私は及ぶ問題だらうと思ひます。ただ申すまでもなく、現実の問題といたしましては、この法律は国会で御発議になりました。国会そのもので初めから終りまでお作りになるものと、それから政府から提案をいたしましてそれによつて御審議を願うものと二通りあることは申上げるまでもないこととあります。また国会が唯一の立法機関ということから申しますと、国会御自身が初めから御立案になつて法律をお作りになるといふのが或いは望ましいことであるかとも存じますけれども、いずれにいたしましても最終の御審議、御決定は国会でなされることとございますからして、政府が提案いたしておるのは、結

局その素材を御提案申上げていといふことになるだらうと存じます。従いましてこの政府の法案を現実にとどこで立案したかというような問題についてのお尋ねでございませうけれども、これも広くあらゆる部面の法案について政府提案の成立と云ふものをお考え願ひますれば、例えば農林關係のことについてはおのずから農林關係の責任当局者がその立案に携わり、その他の行政部面につきましても大体そのおのの行政をあくまでおこなう者が、自分の知識と経験をできるだけ集めたしまして原案を作るといふのが、普通の今までの行き方でありまして、又今後ともさうなると思ひます。それを法制意見局と申しますか、私のところで各省のものを全部、国会に出しますまでは法律の法的な角度から、或いは立法技術の角度から審査をいたしまして閣議にかけ、こゝういふ実情をついてい

るわけでありませう。従いまして国会に出ましたあとで、政府案については政府は立案当局として責任を持つております立場からいって、立案者の責任を質すべきい／＼なお尋ねに對して、十分なる御納得を得るようには努力はいたすわけでありませう。これは当然のこととありますけれども、それはこの間からたび／＼お叱りを受けておりますやうな、何も押しつけがましい態度、熱心の余りそれは強い発言を申上げることもありませうけれども、国会に對して押しつけがましいいふ態度で考へべきではないのであつて、又我々

としてもさういふ態度はとつていない。ただあるべき姿を十分御説明申上げていといふことであります。最終の御判断は国会でなさるという、まあ筋を辿つて申上げますればさうなことであると思ひます。

○吉田法晴君 一般のお答えを頂いたのであります。一般的な立法のありべき姿と云ふものの中で、この法律の立案権、それから法律の執行という問題について、こゝういふ立案をされる所が執行の機関であります。そうしてその執行する機関が立案をいたしまして法律が大した修正もなくして通るといふことについては危険がある。而もこの法律のように非常に大きな疑問が残る、或いは一般的な規定或いは抽象的な規定で運用せられる虞れを含んでおる、而もそれが国民の基本的權利に非常に大きな影響を持つておるものについては、若し執行をいたします機関の意見がそのまゝ通るといふことでは望ましいことではない。民主主義の建前から望ましいことではない。こゝういふことが一般的にも一つ言えるんじやないかと思ひます。それから質疑を続けておりました、法制意見長官も、例えば公安調査官の必要な取調をするこ

とができるという規定に關連して、規定が不十分だといふことも認め、ようでございます。それから手続規定につきましても代理の問題に關連いたしまして行政手続法といふようなものを考へておる。併しそれはまだできてお

るべきではないのであつて、又我々

あるべきではないのであつて、又我々

あるべきではないのであつて、又我々

あるべきではないのであつて、又我々

らん、こういうお話をさせていただきます。この手続規定についても一般的に行政手続法というものがなく、その代りに、この法律の中でもつと詳細な手続規定を作るべきであろう、これははつきりはおつしやいませんでしたけれども、そういう意見も出ておる。なお又この法案を作り出す場合に殆んど法務府内、特に特審局で終始案を練られて、或いは法制審議会等にも諮つておらんとすることも明らかにしたわけですね。具体的にはこの法案というものを手にし、審議をして、そしてこの法案が案として上るまでに政府内部においてもつと慎重に立案するべきであつたというところが明らかにしたように思ふのであります。これらの事実に基づいて法制意見長官としてどういう工合にお考えになるか、二点一つお伺いします。

○政府委員(佐藤達夫君) いろいろなお言葉がございましたが、例えば行政上の手続についての問題、これは誠に傾聴いたします。私どもかね／＼このいろ／＼な營業取締法規、その他近頃出ております法律の中には聴聞というやうな慎重な手続を経て行政処分をやるやうにという趣旨からそういう関係の條文がいろいろ出ております。或いは又委員会内部における審議手続というやうなものも各委員会、公正取引委員会なり電波監理委員会なり、それぞれにおいて細かいルールを作つておるわけでありまして、それらのものをまとつと統一的な見地から、ばら／＼にならないやうな角度で行政手続法というやうな一般的法律を作つたらどうかというところで去年から我々研究をやつております。やつておりますが、その点は

確かに私どもも又国会の御協力も得てそういうものを作りたいと思ひますけれども、ただ具体的にそれではこの法律案、破壊活動防止法案にある行政手続の規定がこれは不備なんで、そういうものを立派なものを作ればもつとよいものが作れるのだというやうな御懸念がとしますと、私どもの考えておるのとはちよつと違ひます。

それはこの破壊活動防止法案における手続の慎重性を期しておるいろ／＼な條文というものは、これはこれで整つたものであると考えております。ただ今の一般法としての行政手続法についての考え方ということが、そういうふうな各個の法律でばら／＼に挟んでおるといふことをもつと統一的に、例えば民事関係の訴訟法規のやうな形、そこまでは実質的には行きませんけれども、体裁上はそういうものの統一的な法制上の体裁というものが欲しいという氣持で検討しております。この一應申上げておきたいと存じます。この慎重でなければならぬというやうなお話も、これは当然のことでございますが、これは特審局で立案の作業を始めましてから今日までかかひました大変な日数というものの、或いは又その間におけるいろ／＼な内容の変化というものをよく考慮すれば、これは慎重にやつた、その慎重のやり方にもそれはいろいろ理想はございますけれども、慎重にやつたということに決して間違ひないというふうな信じておる次第でございます。

○吉田法晴君 慎重にやつたという点は、特審局で立案をせられて、二、三何回と練り直したということであらうと思ひます。その事実を私も否

定するわけではない。併し普通の法律の場合にも、相当影響の大きい重大な法律については、或いは民間の意見を聞くとか或いは法制審議会にかけるとかいう手続がとられておるわけでありまして、慎重さは特審局なり或いは法務府内の一部にどまつておつたと私どもは了解せざるを得ないのであります。そういう意味においてこれだけの国民の基本的権利、義務に係るある法律を立案せられるに當つては、もつと広い見地から慎重にやられるべきでなかつたか、その慎重という意味をただ抽象的に慎重と申すとそれだけにどまるといふのであります。その点が一つ、それから手続法について行政手続法というやうなものを考えておる、或いは考えたほうがいいということでもすけれども、それはそれとして、この法律における手続が不備であるとは考へない。その不備であるとは考へないということは、今までの審議の過程で意見長官自身が答弁せられて来たところから見ますと、私はどうも少し強弁するように承るものであります。例えば先ほど引きました「審査のため必要の修正になりました」審査のため必要な取調をすることができるといふ實際にはこれだけの條文で、伊藤委員の質問に答えて、職権で以て取調をする、或いは職権の發動を促すことができる。併し法文の書き方としてそれ以上ないといふことについては、これは不備であるといふことは、不十分であるといふ点は私は認められたように記憶してゐる。

それから公安調査庁での審理の手続をいたします場合に五名の代理人であるとか弁護人であるとか、或いは公開

と申しますか、新聞記者を入れるとか、こういう手続は今度の公安審査委員会の段階にはそういうことが不十分だといふ点も明らかにまつて参りましたし、この手続法として、一応まとめたものであるといふことは、完備したものであるとは……私は今までの質疑或いは答を聞いて、これは意見局長官といへども大体認められて来られたところではないかという氣がするのです。例えば同じやうな問題について、労働委員会なら労働委員会の運営について一応規定がございます。これは私も行政手続法として一応今までは私どもの中では相当、完全とまでは申しませんけれども、或る程度法の上でも或いは運営の上でも民主的に一応まとまつておるものだと考へるのであります。それらに比べて見てこの法案の手続規定が極めて見劣りがする、或いは前後矛盾が感ぜられる、或いは先ほど申しましたやうな不十分さがあるといふことは、これは意見局長官といへども今までの答弁のあれからしまし

て大体認められたところじやないかと、こういう工合に考へる。その点重ねて御答弁願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 最初のお尋ねにお答えしました私の氣持は、誤解しておつたかも知れませんが、行政手続法というやうなものができなかったら、これは言葉が過ぎますけれども、完全に動かない程度の手続なのではないか。即ち行政手続法というやうなものの支えを得なければならぬものじやないかという疑ひがある、これは大変なことだといふ氣持が先立つておりますから、さうなことを申し上げま

したが、只今のお尋ねのように、例えばこれは今の委員会の調査権はこれは衆議院で御修正になつたのだから我々は存じません。こういうことは申し上げません。従つてそういう点についてのいろ／＼の御質疑を承つておりますと、これを更に、成るほどどう改良する余地はあるなといふことは、氣持がおのづから動いて来ます。従つて私は正直でございますから、その氣持を申上げるわけでありまして、勿論更によくして頂くことは少しもかまわない、そういう一点に盡きるのでありますから、そこは御了承願つておきたいと思ひます。

○吉田法晴君 今の答弁で聞きましたこの法律立案の政府の手続としても、或いはもつと民間の意見を聞き、或いは法制審議会と申しますか、これは名前とはにかくといたしまして、これだけの輿論の反對或いは批判の事実を鑑みても、もつと立案の過程が慎重というよりも、むしろ民主的に手続をやるべきではなかつたか、この点についてはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) それについては、実は私からお答えすべき立場ではないのでありますけれども、かねて法務総裁もこの席上でお答え申し上げましたやうに、又私が横から見ておりましたところから見ても、これは今の審議会とか何とかいふ形のものには確かにかけておりませんけれども、新聞の論調或いは個々人いろいろな関係のものがたの御意見を伺つておることは、これは事実であるやうに私は考へております。

○委員(小野義夫君) ちよつとここの先ほどの報告事項がありますから、

各党のかたがおいでのようですから、今朝委員長及び理事打合せにおきまして委員会の運営について協議決定いたしましたことを御報告申し上げます。

破壊活動防止法案外関係二案の審査につきましては、十九日の本会議に上程することとしたしまして、委員会におきましては十八日中に三案の討論採決を行うことにいたします。本日より十七日まで、毎日午後委員会を開き三案の逐條審査を行います。又明日は政府の用意ができました秘密会を開きまして、特審局における予算使用状況の詳細及び共産党の実態について説明を聴取したいと思ひます。以上が打合せにおきまして決定いたしました予定でございます。この打合せの決定通りに委員会の審査を行うことに御異議ございませんか。

【異議なしと仰る者あり】

○委員長(小野義夫君) 御異議ないと認めましてさよう決定いたします。

なお他に審査すべき法律案が只今のところ三件あります。又請願陳情が若干ございしますが、これらは破防法審査の間に委員長において適当に挿入して審議を頂くことにいたします。ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(小野義夫君) 速記を始め

○吉田法晴君 それではこれは質疑の過程で一応明らかになったように思ひますが、この法律が臨時立法であるかどうかという点です。参議院では、少くとも法務総裁その他から臨時立法であるというように伺つて参りました。この点を一つ明らかに法制意見長官から伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この臨時というものを法律的にどうかと言われま

す、これは今の普通の臨時法というものは、臨時特例という表題が附いておつたり、或いはこの法律は何月何日まで効力を有する、何月何日から効力を失ふというようなことが書いてありまして、それは正にいわゆる法律の意

味における臨時でありまして、これは実質上であります。そういう厳格な意味での法律上の意味でなしに、実質上今日の当面の事態からいつて必要を生じたのであつて、まさかこれが国家的な關係をこゝで定めたものとは思ひ

われないという趣旨に重点を置いて考えれば正に臨時法と考えます。刑法がい

うな本質を持つておつたと思ひのであります。或いは又社会党鎮圧法が社会

民主主義のみならず、いわゆる政治的に進歩的な資本家、或いは進歩的な中産階級をも牽制した役割等はこゝで申

上げませんけれども、この種の法律について期限を附けるべきではないか、

こういう意見が有力に存在し得ると考へるのであります。この点について

の意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もだと思ひます。私はこの法律の理窟の上からい

います。私はこの法律の理窟の上からい

います。私はこの法律の理窟の上からい

う問題は、これは技術上の問題だらうと思ひます。この間お答えしましたこ

とを繰返すことを仮に許されま

らば、一応根本論としては、刑罰法規

は全部刑法の中にふち込むという分け

げておきます。

○吉田法晴君 佐藤意見局長官からそういうお話を聞きますことを大変私どもは意外に思います。これだけの批判がなされておられる意見は出されておられる。恐らく佐藤意見局長官は御存じであらうと思ひます。そこで細かいことを申し上げたのでありますが、或いは公述その他の中にもございましたけれども、専門家と申しますか、或いは學者の意見等は私は細かく聞いて頂いておるものと思つておつたのですが、どうもそれを全然念頭にないようなお話を承つて大変予想外に感じたのであります。或いは白ばくれておられるのかも知れませんが、例えばこれは條文についても一々これを今挙げて行くということは大変だと思ひますけれども、一例を挙げてみますと、例へば第二條の規制の基準というのは、これは行政処分だけにかぶつておる。例へば刑罰の補正をこの法律はやるのだということを一條に規定しておりますけれども、この法律による刑罰補正規定の運用については全然入つておらん。これはどうして落したのでしょうか。例として挙げますから、まあ若しおわかりにならないというか、或いは意見について聞いておらなければ、挙げて行くよりほかに仕方ありませんけれども……。それから刑罰法規にいたしまして、例へば一番わかりやすいところで、これは衆議院でも指摘されましたけれども、刑法の各本條の処罰と、それからここに掲げてあります教唆、煽動、或いは予備、陰謀、或いは文書、圖書の印刷、頒布、所持、その刑罰を刑法の條文と比べ合せてみると

パランスが取れておらんこともこれは一目瞭然で別に書き抜いておられない。で、刑法に移して見るとアンパランスが余り明らかなのであるから、一応ここに書いておられるのではないかと、こういう議論が行われておるのでありますけれども、これは例を挙げない話が進まないものでありますから、挙げるのでありますけれども、言われるようなただ一編、二編という分け方をしたかせんかという問題ではないと思ひます。重ねて御答弁一つ願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) どうも今のお話は形式というよりも実質に絡まつてのお話ではないか、例へば第二條について、なぜ犯罪捜査の面における基準を設けなかつたかというお言葉ですが、これはかね／＼承つておるものであります。併しそれに対しては犯罪捜査の面では、刑事訴訟法にもこれに相当するあらゆる犯罪についてのそういう根本規定がありまゝから、ここに是れ入れませんでしつたというお答えをしておるわけですが、それから今の罰則の輕重の問題も、これは或いは検務局長からお答えすべきことでありまゝしようが、一々弁明はしておるわけですが、この編別の問題というようなことには私は直接関係のないことではないかと思ひます。白ばくれておるとおつしやいますけれども、その点においては決して私は白ばくれておるわけでは、むしろ私の経験では、そのわかりにくいというのには、三條に挙げてある事柄と規制の基準との関連がおわかりにくいという人が一番多いのじやないか、率直に言つて……。これは三條に刑罰規定ばかり列べておるものですから、その規制というのが如何にも団体につい

ての制止じやないかというような感じを抱かせるというやうなことが、私はむしろ一般に誤解されておるのじやないかという気がいたしました。これは何ともいたし方ありませんのは、三條を余り潔癖に絞つたものでありますから、誰が見ても悪いことならば、おのずから刑罰規定に触れることになるので、この刑罰規定を絞つたのは止むを得ないことなんで、それはどうして建前を、現在ではこれ以上は崩せないのです。漠然と危険な活動をやつた者と書いて頂ければ書けますけれども、それは行かないのでかように書いた。これは止むを得ないことと御了承頂かなければならぬ。そういうことで、むしろ今のお尋ねの点は白ばくれておるのじやなくて、実体についてのお尋ねじやないかと思ひます。

○吉田法晴君 まさにそれは佐藤意見局長官御指摘の通りであります。ただ例の引用が余り妥当でなかつたということになると思ひますが、その点をもう少ししつて伺ひたいと思ひます。第三條によつて第四條或いは第六條の活動の制限なり或いは解散をやる。で、それは一回破壊活動をやつただけでなくて、継続反覆してという御説明、それから三條に挙げられました行動は、これは危険中の危険だという、こういう御説明であります。三條の行動があつた場合に……、それは破壊活動を行つた場合……、これは破壊活動を行つたことではあります。それは、その破壊活動を行つたというのには、それは誰がやるのか、今までの御説明では公安審査委員会が破壊活動を行つたと認定することになる。而もその公安審査委員会の事務局にいたしまして、特審局から行かれる十名の人たちが

がやられて、公安審査委員会が特審局の大体の意向というものを体してまあやられるかのような危険性を感じるのであります。そうしてその団体の規制が行われて後に刑事処分がなされる可能性が出て来るかと考えておるかという、そうでなくて、刑罰法規は刑罰法規で別でありまして、例へば第三條一号への文書を所持しておつても処罰せられる、こういうことになつて参ります。そうして例へばそれと文書を持つておつた、例へばアカハタならアカハタを持つておつた、そうすると頒布の目的で持つておるかどうかが、これが問題になります。例へばこれは、その持つておる人によつて違つて、或いは共産黨員が持つておれば、一枚持つておつてもこれは頒布の目的だと認定されるかも知れない。或いは學者の場合でも、二枚持つておれば、一枚はそれは或いは學問上、或いは政治學なら政治學の立場から、それは関心を持つておると言ふかも知れないけれども、二枚持つておれば、頒布の目的を持つて所持したと、こういう認定がされるのじやないか、この点に今のお話の三條とそれから刑罰法規との何と申しますか、非常な複雑な関係がある。そうしてこの法律による基本的人權の制限なり、或いは學問、出版、集會の自由が制限せられる心配が起つて来ると、こういう主張になつて参る。その点をも少し御説明を願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどからの御質疑、又それに対するお答えの趣旨は、私はやはりそれは実体に觸れての問題になると思ひます。私の申し上げたのは繰返す必要もございませんが、この三條に書いてある基準というものが四條から離れておる、或いは六條から離れておるといふことから来る見やすくない、見にくさという点を申し上げたのであつて、今のお言葉は、これは実体に觸れたお言葉であり、且つ前から御説明も一応しておることでありまして、先ほどのお話の続きとしてはかようにお答えするよりほかはないと思ひます。

○吉田法晴君 勿論形式的に分けるべきである、という議論の中には勿論実体が入つておる。形式的に一つになつておるといふことが、実体的に繋がつておればこそ一つの中に入つておるので、形式的に全然分離しろという主張の中には、ひとりで形式だけなくて、実体論も勿論入つておる。そこで一番問題になります予備、陰謀、教唆、煽動、或いは文書、圖書の所持云々、そうしてそれが形式的に刑法から刑法の各本條と比べてみた場合に、刑罰の点においても、或いは構成要件の点についても根本的な違いが出て来る。刑法の總則をも改正するような法律をこつた臨時立法法なら臨時立法法でやることはこれは間違ひではないか。或いは憲法によつて保障されている裁判を受ける權利、それを事実上侵害するような規定をこしらえておつてそれを運用して行くならば、これは或いは刑法なら刑法を運用する刑事訴訟法の原則がこわれて来るじやないか、こういうことで議論を進めておるのであります。切離してしまつたらどうだと、こういう議論では勿論ないのであります。その点は若し最初の質問なり意見というものが不十分であつたら、そういう印

象を若し間違つて與えておるとするならば、訂正をいたします。そういう実体に關連しても、この行政法或いは刑事法が一緒になつておる法律の中から、刑罰法を刑罰法として別に出して、或いはこれはまあ刑法の改正という問題もあり得るけれども、刑法の改正というものがすぐにはできないとするならば、刑事法としてはつきり別に出すべきでないか、そうすると刑法総則なり或いは刑法の各條章とのバランスといふことも考えられるだろうし、或いはそれを運用します場合の刑事手続にしても、心配されるような濫用なり或いは人権の蹂躪といふか、或いは裁判を受ける権利を奪われるといふことはなくなるじやないか、こういう議論を勿論しておるわけでありま

○政府委員(佐藤達夫君) その点は自然犯的なものにつきましても、例えば暴力行為等の処罰に關する法律といふようなものは、一応これは刑法の實體と脈絡を有する實體を持つた法律でございましょう。併しそれは單獨の法律で出ておることは御承知の通りであります。その場合には刑法と別系統になつておるから、刑法のことは全然見ないで、それとのバランスは無視してその刑罰を盛込むかどうかといふことになりまます。これは我々審議に當りま

も出て來ることであり、この法案につきましてもそういうところから検討しておるわけでありまして、そのことについてのバランスの問題についてお尋ねがあらますれば、かねても検務局長のほうからお答えして申しておるやうに、バランスは決して失してはおりませんというお答えができるわけでありま

で以て、刑法総則を変更することは何事であるか、こういうことになるのでありますけれども、そういうものを含んで立法技術についてお尋ねをしておるわけでありま

○政府委員(佐藤達夫君) それは御承知の明治初年の爆発物取締罰則です。か、それ以来刑法の総則にない形のものをつつとやつて來ておるわけでありま

○委員(小野義夫君) 速記を始め本日はいかに散会いたします。午後零時三十八分散会

の威信を著しく害した者は、二十日以下の監置若しくは三万円以下の過料に処し、又はこれを併科する。

2 監置は、監置場に留置する。

第五條 地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対して

は、本人は、裁判が告知された日から五日以内に、その裁判が法令に違反することを理由として、高等裁判所に抗告をすることができ

る。

2 前項の抗告をするには、申立書を、原裁判所に提出しなければならぬ。原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるとき、その他原裁判を更正することを適当と認めるときは、その裁判を取り消し、又は本人の利益に変更することができ

3 第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、抗告裁判所及び原裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができる。

4 高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立をすることができ、異議の申立には、抗告に関する規定を準用する。

(特別抗告)

第六條 抗告又は異議の申立について高等裁判所のした裁判に対しては、本人は、左の事由があることを理由とする場合に、最高裁判所に特に抗告をすることができ

一 憲法の違反があること、又は憲法の解釈に誤があること。

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

2 前項の抗告の提起期間は、五日とする。

3 前條第二項前段及び第三項の規定は、第一項の抗告について準用する。

(執行)

第七條 制裁を科する裁判は、裁判官の命令で執行する。

2 監置の裁判を執行するため必要があるときは、裁判官は、収容状を発することができ、収容状は、勾引状と同一の効力を有するものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

3 収容状の執行については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）中勾引状の執行に関する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものは、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

6 第一項及び第二項の規定は、第四條第四項の規定による裁判の執行について準用する。

7 監置の裁判の執行は、当該裁判があつた時から三箇月を経過した後は、開始することができな

い。

8 監置の裁判を受けた者について、当該裁判の執行によつて著しく健康を害する虞があるとき、その他重大な事由があるときは、裁判所は、本人の請求又は職権により、当該裁判の執行を停止することができ

(補償)

第八條 制裁を科する裁判につき、第五條又は第六條の規定により取消の裁判を受けた者が、すでに当該制裁を科する裁判の執行を受けた場合には、その者は、国に対して、当該制裁を科する裁判の執行による補償を請求することができ

る。

2 前條第二項の収容状による抑留は、前項の規定の適用について、監置の裁判の執行とみなす。

3 第一項の規定による補償については、無罪の裁判を受けた者の補償に関する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の規定を準用する。補償決定の公示についても同様である。

(規則)

第九條 制裁を科する裁判に関する手続その他の必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で、政令で定める。

2 監置法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八條中「労役場」の下に「及び監置場」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

監置ノ執行ヲ為スニ當リ最寄ノ地ニ監置場ナキ場合又ハ監置場アルモ其收容能力十分ナラザル場合ニ於テハ拘留場（第一條第三項ノ規定ニ依リ代用セラルモノヲ含ム）ノ特ニ區別シタル場所ヲ監置場ニ充ツルコトヲ得

第九條中「引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者」の下に「監置ニ処セラレタル者」を加え、同條に次の但書を加える。

但第三十五條ノ規定ハ監置ニ処セラレタル者ニ之ヲ準用セズ

第十八條第一項中「及び労役場」を「労役場及び監置場」に改める。

第三十二條中「受刑者」及び「但拘留囚」の下に、それぞれ「及び監置ニ処セラレタル者」を加える。

第四十五條第二項、第四十六條第二項及び第四十七條第一項中「受刑者」の下に、それぞれ「及び監置ニ処セラレタル者」を加える。

3

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第八條中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第 号）により監置に処せられた者に関する事項

六月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は三月二十九日）